

大会参加申込に関する細則

第1条 (目 的)

この細則は、競技委員会規程第3条の規定により、連盟主催大会の参加申込みに関し、必要な事項を定める。

第2条 (参加資格等)

各大会の参加資格等は、別表1の連盟主催大会参加資格等一覧のとおりとする。

第3条 (参加申込み方法)

参加申込み方法は、次のとおりとする。

- (1) 日本連盟作成の「支部(県)大会申込システム」を利用し、締切日までに参加料を支払うものとする。競技委員会指定の方法以外の申込みは受け付けない。
- (2) 選手名は実力が上位と思われる順にシステムに登録するものとする。
- (3) 申込みは、クラブ単位又は支部単位で行うものとする。原則として、個人での申込みは受け付けない。
- (4) 団体戦に2チーム以上申込みする場合は、チーム名にABCを付けシステムに登録するものとする。

第4条 (参加料の領収・返金)

1. 受納した参加料の領収書は、支払金受領書をもって替える。
2. 受納した参加料は返金しない。

但し、種別不成立の場合、大会を予定日以前に中止した場合はこの限りではない。